

習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第3回習志野市農業委員会総会は令和4年3月8日（火曜日）に習志野市役所3階B・C会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席 0名

委員氏名

1番	中野	政博	2番	江口	明美	3番	江口	勝洋
4番	渡邊	喜代美	5番	櫻井	茂雄	6番	三代川	和彦
7番	飯生	正己	8番	廣瀬	克久	9番	村山	源司
10番	中臺	明	11番	矢野	泰宏	12番	都築	博文
13番	織戸	淳也	14番	渡邊	幸枝			

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 9番 村山 源司 10番 中臺 明

1. 総会に付した議件

令和4年第2回総会（継続審査案件）

議案第1号 農地法第5条の規定による一時転用許可申請について

議案第1号 習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議案第2号 習志野市都市計画審議会委員の推薦について

1. 議案審議結果

上 程 3件 承認 3件

1. 閉会時間 午前10時40分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘
主任主事 渡辺 祐紀
職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、令和4年第3回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>コロナの関係で、まん延防止措置が今月21日まで延長りましたが、昨日のニュースですと、東京都も新規感染者数が下がってきたとのことですし、3回目のワクチン接種も進んできております。</p> <p>日本国内としては、そのような状況であります。世界情勢としては、ウクライナは大変な事態となっており、早く終結することを願うばかりです。</p> <p>農業委員会としては、与えられた仕事を粛々と皆さんとともに進めて参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、欠席の報告を受けておりません。</p> <p>よって、16名全員の出席でありますので、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、議長より指名させていただきます。</p> <p>9番、村山 源司委員、10番、中基 明委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、付議された議案は3件です。</p> <p>その内、一番目の議題は、先月の総会で継続審査とした農地転用許可申請について、進展がありましたので、ご審議いただこうと考えております。</p> <p>その他、報告事項が6件と、総会終了後、産業振興課から2件の報告があります。</p> <p>それでは、早速議事に入りますが、先月の総会で継続審査となった議案第1号、農地法第5条の規定による一時転用許可申請を議題といたします。</p> <p>事務局は、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>令和4年2月8日開催の令和4年第2回習志野市農業委員会総会における審議の結果、継続審査と決したことを受け、提出された許可申請書の補正がなされたことから、許可について審議を求め。令和4年3月8日提出。</p> <p>申請地、申請者等々は、お手元の資料記載の通りでございます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 続けて、継続審査期間中における協議と補正の内容に関して結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは総会資料をご確認いただきながら、報告させていただきます。 農業委員会として、6点質問しているところでございます。 その内容について、事業者側として補正した内容を一覧表として総会資料に添付いたしました。 各々の変更内容につきまして、事務局で許可申請書並びに添付された図面や書類を一式確認した結果、補正が整ったと判断したため、本日も審議賜りたいと考えているところでございます。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは、ただ今の報告に対して、質問のある方は挙手を願います。 はい。都築委員、どうぞ。</p>
都築委員	<p>説明出来ていない方への説明は、4度ほど伺ったと資料に記載ありますが、例えば、時間ずらして伺ったのかという部分と、この家庭には、工事のお知らせなど、ポストインしとくだけでも随分違うと思いますが、何か確認されておりますか。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 事務局、ただ今の質問に関して、お答えください。</p>
事務局	<p>はい。 ただ今の質問は、私どもも一番懸念しているところでございまして、予め確認させていただきました。 確認結果としては、異なる時間で、土日等も含めながら、お伺いしたということだそうです。 それでも、やはりお会い出来なかったと口頭で報告がありました。 また、ポスティングは、あくまで許可が出てから図面等を添えて行いたいと話がありましたので、引き続き複数回伺って、お会いして話したいと聞いています。 また、1年後は恒久転用ということで、改めて許可申請書が提出されると思いますから、事務局から交渉・説明の経過を確認させていただきたいと考えています。 以上です。</p>

議 長	<p>はい。都築委員、よろしいでしょうか。</p> <p>1点、事務局に確認しますが、この1年間、継続して確認するという ことで、その間に一番皆さんが懸念されている大雨、局地的な雨で、やは り下の方に被害が発生した場合、事業者は誠意を持って対応すると文 書は提出されていますか。</p>
事務局	<p>はい。議長がおっしゃる通り確約書が提出されており、確約書には諸問題が発生 した場合には、誠意を持って対応すると謳われております。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>あとは、補正内容は100%、我々が望んでいるものにさせる権限は ありません。しかし、誠意を持って対応していただけるかなと、私個人的 には思っております。</p> <p>他に質問ありますでしょうか。</p> <p>はい。廣瀬委員、どうぞ。</p>
廣瀬委員	<p>都築委員と同じ質問ですが、説明できずにいる1軒が非常に気になっています。 これが一番問題じゃないかなと思います。</p> <p>昼夜、土日関わらず、このお宅だけ会えないというのは、会いたくない事情がお 持ちであるのか、拒否しているのか、状況がよくわからないまま、進んでいくのは いかがなものかという気がします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局、これから採決に入りますが、仮に、知事の許可が出たとして も、ウヤムヤにされてしまうのではと、一番懸念していると転用事業者 には伝えてください。</p> <p>ウヤムヤ状態で許可を出して問題が起きた場合は、少し心配がありま すので、この点は確認と念押しを更にお願ひします。</p> <p>それでは、その他ありますでしょうか。</p> <p>はい。櫻井委員、どうぞ。</p>
櫻井委員	<p>はい。</p> <p>1年後の恒久転用許可を受ける際には、その辺も十分考慮し、また影響があつた のか、報告していただきたいと思ひます。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局は、ただ今の点もよろしくお願ひいたします。</p>

事務局	<p>多少、補足説明いたします。</p> <p>今回、3月総会でご審議いただくために、転用事業者と縷々協議を行いました。</p> <p>その際、事業者からは雨水浸透柵を何基設置すべきか、災害発生を見越すとしても、どの程度まで費用を掛けて整備すべきか判断が付かないとのことでした。</p> <p>しかしながら、農地転用許可制度においても、ここまでの整備が必要という具体的、数値的根拠を有しておりませんし、基準を示したにも関わらず、近隣に被害が発生したとなれば、農業委員会に責任を転嫁されかねません。</p> <p>従いまして、事務局としては、転用事業者が確約書を提出したことを受けて、一旦は、1年間安全な管理をしているのか、大雨等の有事の際は、真摯に丁寧に対応しているのか、このようなところを確認してまいりたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>大変、皆さんとして賛否のジャッジが悩ましいところです。</p> <p>ただ今、事務局から補足ありましたように、仮に農業委員会が、「浸透柵を10基設置しなさい」と言って、10基設置したにも関わらず、災害が発生した時には、「農業委員会の指導に従った結果です」と責任を転嫁される恐れもあります。</p> <p>事務局が申し上げた通り、本事業が開発行為でありますと、安全対策に関しては、擁壁や土留め、浸透柵等々も全部計算し、整備内容の指導が入ります。</p> <p>しかし、今回の事業は開発行為ではありませんので、誠意を持って対応するという確約書を信じるしかないのではと思います。</p> <p>あとは、大きな災害が起こらないことを願うばかりです。</p> <p>その他、質問ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>令和4年第2回総会で継続審査となった、農地法第5条の規定による一時転用許可申請について、採決いたします。</p> <p>本件を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>賛成多数でありますので、令和4年第2回総会で継続審査となった本件は許可相当と決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を付して進達をしてください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、3月総会としての議案第1号の審議に移ります。</p> <p>議案第1号は、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦であります。</p> <p>それでは、事務局は議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について。</p> <p>習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い、習志野市長より農業委員会会長に対し、農業委員2名を推薦いただくよう依頼があったことから、推薦委員の選出について審議を求め。</p> <p>令和4年3月8日提出。</p> <p>選出人数については2名であり、期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>続けて、この協議会ではどのような審議を行うのか、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、農業振興地域整備促進協議会では、どのような審議を行うのか、私から補足させていただきます。</p> <p>農業振興地域整備促進協議会につきましては、主な審議内容として、農業振興地域整備計画の見直しに関する事と、農業振興地域内の農用地区域に指定された区域、こちらの除外申し出があった時に、除外の可否について、協議会委員としてご審議いただくものでございます。</p> <p>現在は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までを任期として、村山職務代理と矢野泰宏委員が推薦を受け、農業委員会から2名選出をされております。</p> <p>令和4年度は、年2回の開催が予定されていると、担当課である産業振興課より伺っております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員を是非ともやってみたいという方がいらっしゃいましたら、挙手でも、意思表示をしていただければと思います。</p> <p>恐らく、鷺沼地区の区画整理に関連した議題が多くなると考えられますが、いかがでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>立候補される方がいらっしゃいません。</p> <p>しかし、市長から2名を推薦いただきたいと依頼されております。</p> <p>事務局、もし事務局案がありましたら、よろしくをお願いします。</p>

事務局	<p>はい。それでは、私からご提案させていただきます。</p> <p>今ほど私から申し上げました通り、今年度末までの任期として、現在は、村山職務代理と矢野泰宏委員が推薦を受け、協議会委員として任命されております。</p> <p>予め、お二方に確認をさせていただきましたらば、立候補される方がいない場合はとご了解をいただいたところでございます。</p> <p>従いまして、事務局といたしましては、両名を今回も推薦してはいかがかと提案させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局からの提案がありましたが、これに対してご意見ありますか。</p> <p>……「異議なし」の声あり……</p>
議長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、意見が無いようですので、採決をさせていただきます。</p> <p>議案第1号、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員には、村山職務代理と矢野委員の両名を推薦することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>推薦を受けた両名は手を挙げませんでした。賛成多数で、両名を推薦することと決しました。</p> <p>事務局は、市長に対し、両名の推薦をご報告してください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次にまいります。</p> <p>議案第2号、習志野市都市計画審議会委員の推薦を議題といたします。</p> <p>事務局は議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>議案第2号、習志野市都市計画審議会委員の推薦について。</p> <p>習志野市都市計画審議会委員の任期が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、習志野市長より農業委員会会長に対し、農業委員1名を推薦いただくよう依頼があったことから、推薦委員の選出について審議を求め。</p> <p>令和4年3月8日提出。</p>

事務局	<p>選出人数は 1 名であり、期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>続けて、この審議会ではどのような審議を行うのか、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは審議内容について補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、都市計画審議会は、都市計画法の手続きを主な審議事項としております。次年度は、今年度同様、区画整理事業に関連する都市計画法の手続きについてご審議いただくと伺っております。</p> <p>具体的には、鷺沼市街化調整区域の市街化区域編入に関すること。</p> <p>もう1点は、都市計画道路の変更見直しに関することであります。</p> <p>また、次年度は、生産緑地指定から30年の節目の年度となります。</p> <p>都市計画審議会として、特定生産緑地に移行される方、生産緑地を30年で買い取り申し出をされる方、これらの報告やご審議あるだろうと伺っております。</p> <p>開催回数は、年4回を開催する計画であると担当課からは伺っております。</p> <p>なお、年度末までの2年間につきましては、村山源司委員が農業委員会より推薦を受け、都市計画審議会委員に任命されている状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、習志野市都市計画審議会委員に立候補したいという委員がいらっしゃいましたら、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>こちらの審議会は、習志野市の都市や農地の方向性を決めるという本当に重要な審議会ですので、是非ともやってみたいという方がいらっしゃいましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>やはり、なかなか立候補者がいないようです。</p> <p>市長から1名の推薦を依頼されております。</p> <p>事務局として、こちらも何か事務局案等がありましたら、よろしく願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>今ほど、私から申し上げましたが、現在、村山源司委員が農業委員会推薦として都市計画審議会委員に任命されておりますが、今回、村山源司委員から、他の委員にお譲りしたいとお話を予め頂戴したところでございます。</p>

事務局	<p>このことから、私どもとして、苦慮いたしました。事務局案といたしましては、櫻井茂雄委員をご提案させていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今の事務局案に対しまして、ご意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>……「異議なし」の声あり……</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>異議なしの発言もあり、ご意見が無いようですので、採決させていただきます。</p> <p>議案第2号、習志野市都市計画審議会委員には、櫻井委員を推薦することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>推薦を受けたご本人を除いて、賛成多数により、櫻井委員を推薦することと決しました。</p> <p>事務局は、市長に対し、櫻井委員の推薦を報告してください。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>また、村山委員、ありがとうございました。</p> <p>任期満了まで多少期間がありますが、最後までよろしくお願いします。</p> <p>はい。村山職務代理、どうぞ。</p>
村山職務代理	<p>採決後に申し訳ございません。</p> <p>議案第1号に然り、任期が令和6年3月31日までとなっております。</p> <p>しかし、私たち農業委員の任期が令和5年10月6日までとなっております。</p> <p>農業委員の任期が切れた後は、改選後に、選考するということでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>まず、令和5年10月6日をもって農業委員としての任期が満了となります。</p> <p>また、令和5年10月7日からは新たな委員さんが市長より辞令を交付いただきまして就任されます。</p>

事務局	<p>各種審議会委員につきましては、今ほど職務代理がおっしゃっていただいた通り、農業委員としての任期满了後も委員としての任期がありますが、残る任期は、改めて令和5年10月7日に就任される委員の中から、このように議案として審議し、任期を引き継ぐ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。 村山職務代理、よろしいでしょうか。</p>
村山職務代理	<p>はい。ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは、本日付議されました議案の審議は以上となり、報告事項に移るところであります。ここで、皆様にお時間をいただきまして、追加議案としてお諮りいただきたい事項があります。</p> <p>早いもので、この16名の体制から1年半が経過しようとしており、残す任期も1年半となります。</p> <p>そこで、今回私から、皆様方に次期農業委員の定数を現状のまま16名とするのか、定数の変更を行うのか、また、次期農業委員に、誰を選出するのかの素案までを含め、喧々諤々、議論を交わしていただきたいと考えております。</p> <p>なお、これまで3年ごとの農業委員改選前には、農業委員会定数問題検討委員会を設置した中で、農業委員定数の見直しを行ってきました。</p> <p>今回も、この検討委員会を設置して、議論を交わしていただきたく、報告事項に入る前に、追加議案とさせていただくものです。</p> <p>本件に関しましては、私が皆様に依頼するものですので、私が引き続き議事を進行することはできません。</p> <p>本件の議事進行は、村山職務代理にお願いしたいと思います。 村山職務代理、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、臨時議長として議事進行するよう会長より依頼がありましたので、議事を進行したいと思います。</p> <p>何分不慣れなもので、ご迷惑をお掛けすると思いますが皆様のご協力を得ながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今、三代川会長より、習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置し、現在の委員定数である16名が妥当であるか審議するよう依頼をいただきました。</p>
村山臨時議長	

<p>村山 臨時議長</p>	<p>そこで、この習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置することについて、議案第3号として付議させていただきたいと思います。 それでは、議案第3号、習志野市農業委員会定数問題検討委員会の設置を議案といたします。 事務局は、資料を配布の上、説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。 議案第3号、習志野市農業委員会定数問題検討委員会の設置について。 農業委員定数について審議するよう、習志野市農業委員会会長より諮問があったので、習志野市農業委員会定数問題検討委員会の設置について審議を求める。 以上です。</p>
<p>村山 臨時議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続けて、事務局より補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、皆様方のお手元にお配りしました資料をご覧いただきながら、ご意見賜ればと思います。 まず、私ども農業委員会の設置基準について申し上げます。 農業委員会は、習志野市として市制が施行される以前の津田沼町時代から組織化されております。 その中で、平成16年11月に、農業委員会等に関する法律について、改正が行われ、農業委員会の設置基準が見直されたところでございます。 平成16年10月末まででは、管内の農地面積が90ヘクタール以上である場合には、農業委員会を設置しなければならないという規定であったものに対して、平成16年11月以降は、管内の農地面積が200ヘクタール以上である場合には、農業委員会を設置しなければならないと設置基準面積が改正されました。 この改正によりまして、平成16年11月時点では、習志野市の農地面積が146ヘクタールでございましたので、農業委員会は、習志野市として組織しなくても良い行政委員会となりました。 これにより、習志野市としても、農業委員会を設置しなくても良い地方公共団体に定められたところでございます。 しかしながら、この法改正を受けまして、当時の農業委員会会長から、市長に対し、農業委員会を継続的に設置いただくよう要請文を提出したところ です。 継続設置の理由といたしましては、当時、後の奏の杜地区になりますが、谷津地区における土地区画整理事業を始めとした農業振興地域の見直しが市内全域で始まっていたというところがあり、農業者の代表者としての集まりである農業委員会も、意見提言が今後も必要であろうとの判断となり、当時の会長から市長に対して要請文を提出する運びとなったところでございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>この要請文を受けまして、市として、農業委員会を継続設置することと決定されたところでございますが、その際、当時の会長から、3年に1度の任期満了の際には、定数問題検討委員会を設置し、都度都度、農業委員の定数を見直しして参りますと、その中で、市長としても業務運営の効率化というものを図っていただきたいと思います協議がなされたところでございます。</p> <p>これを受けまして、習志野市制施行が昭和29年8月1日でございますけれども、その後、昭和29年10月7日、これが習志野市農業委員会の発足日でございます。組織化された当時は20名の委員で組織されました。</p> <p>その後昭和47年10月7日の就任時が最大の農業委員定数であり23名。</p> <p>その後、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業により農地も減少しましたが、区画整理後も減員することなく、最後は、平成29年10月に農業委員会法が改正され、これまで選挙で委員を決めていたものから、市長の任命制に制度改正がなされた時に16名となりまして、今日に至るといいう状況でございます。</p> <p>続きまして、次ページをご覧ください。</p> <p>今ほど、選挙制度から市長の任命制度に改正されたと申し上げました。平成28年4月の改正では、これに加えて、改正された内容がございます。</p> <p>まず、1番目は、農地利用最適化推進委員を任命することです。</p> <p>習志野市は、県内唯一、農地利用最適化推進委員を設置しない市町村としております。</p> <p>このことから、農地利用最適化推進委員が担うべき業務を皆様方16名の農業委員が担うべき業務として兼務していただいているような状況でございます。</p> <p>続いて2点目、農業委員には、認定農業者、女性委員、青年農業者、中立委員を任命することとなっております。</p> <p>認定農業者につきましては、農業委員総数の50%以上であること。</p> <p>したがって、16名中8名は必要であると法律は決まっております。</p> <p>続いて、女性委員は、農業委員総数の3割以上であることが条件となっており、定数は16名ですから、本来であれば5名以上が条件となっております。</p> <p>最後に、青年農業者及び中立委員は、各1名以上任命することとなっております。</p> <p>令和5年10月6日の任期満了まで、残り1年半となりまして、本日、検討委員会の設置と議決いただきましたらば、各支部のご意見、或いは推薦団体のご意見を伺いながら、定数を検討して参りたいと考えております。</p> <p>長くなりましたが、私からの補足は以上です。</p>
<p>村山 臨時議長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質問等のある方は挙手願います。</p> <p>はい。村山 源司委員、どうぞ。</p>

村山(源)委員	議案書と会長からの諮問書を拝見と、この検討委員会の構成委員は、各地区より推薦を受けた農業委員としておりますが、この辺は弾力的な運用はできますか。
村山 臨時議長	はい。 事務局、いかがでしょうか。回答をお願いします。
事務局	はい。弾力的な運用として地区推薦以外の農業委員も検討委員を構成することは可能です。
村山 臨時議長	村山委員、どうぞ。
村山委員	はい。ありがとうございます。 可能とのことですので、意見として提案させていただきたいと思います。 この検討は、やはり定数の検討は可能な限り、外部の目を入れるということも、必要と考えます。 幸いにして、今の農業委員の中には中立の立場の農業委員がいらっしゃるかと思っておりますので、市長に検討結果を提出する時に、中立的な立場からのご意見も参考にして結論を出すことは、より客観性が保たれると考えますので、ぜひご検討いただければと要望させていただきます。 以上です。
村山 臨時議長	はい。ご意見ありがとうございます。 この意見に対して、事務局の考えはありますか。
事務局	はい。 本日はこの後、設置の有無について、採決としてご判断を皆様方に賜りたいと考えています。 採決により検討委員会を設置すると議決されますと、本日は、検討委員のメンバーを農業委員のどなたにされるかまで、本日、ご検討いただきまして、この議案第3号は、終結させていただきたいと思います。 従いまして、その際、今ほどいただきましたご意見につきましては、十分配慮させていただきながらと考えますが、よろしいでしょうか。
村山 臨時議長	はい。ありがとうございます。そのようお願いします。 他にご意見ございませんでしょうか。 検討委員会のご経験がある飯生委員は、ご意見ございませんか。

<p>飯生委員</p>	<p>まず、習志野市の現状で農家をやられている方であっても、今後、農地がどのような状況になっていくのか考えなければならないと思います。</p> <p>谷津が減り、鷺沼も減る予定がありますので、残された農地が屋敷、実籾、鷺沼台、藤崎とその他は生産緑地となってきます。</p> <p>鷺沼が開発されても、数年間を要すると思います。</p> <p>農地については、こういう状況で農業委員は16名です。</p> <p>定数検討委員会を設置して、これからその数年間も現状のままで良いのか、それとも少し減らすか、という検討は必要なことと思います。</p> <p>私としては、現状維持でというのが意見ですが、減らそうとお考えの方もおられるでしょうし、中立委員をもっと増やしたらなどと意見もあると思います。</p> <p>ただ条件的に、認定農業者の数や割合が条件になっておりますので、その点を鑑みながら、選ばなければなりません。</p> <p>これが大変でして、それを検討委員が検討するに当たって、将来的にそういう人が選べるか、その辺も考えながらやっていく必要があると思います。</p> <p>私としては、現状維持ではいかがかなと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>村山 臨時議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、採決に移ります。</p> <p>議案第3号、習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置することに賛成の方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p>
<p>村山 臨時議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、定数問題検討委員会を設置することと決しました。</p> <p>それでは、事務局は本日この後の流れと来月以降のスケジュールなどを説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、本日、先ほど説明しましたが、本日は支部からご推薦をいただいている農業委員は、検討委員会メンバーに就いていただきたいと思います。</p> <p>これに加えて、村山源司委員からありました通り、江口明美委員は、中立委員でございますので、ご意見賜ればというところで、お願いできればと思います。</p> <p>よろしく願います。はい。ありがとうございます。</p> <p>また、女性委員や青年農業者も登用しなければなりません。</p>

事務局	<p>女性農業委員は3名であり、江口明美委員はただ今申し上げた通りですので、その他、渡邊幸枝委員と渡邊喜代美委員がいらっしゃいますので、お二方どちらかは検討委員に加わっていただきたいと思います。</p> <p>また、若手農業者として青壮年部の状況やご意見を賜りたいので、織戸淳也委員におきましても検討委員に加わっていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、それぞれの支部からの推薦を受けられている農業委員を報告させていただきます。</p> <p>まず、谷津浜宿支部は、三代川 和彦委員ですので、三代川 和彦委員お願いします。</p> <p>谷津本郷支部は、会長と矢野委員がいらっしゃいますが、会長は、この検討委員会には入ることができませんので、矢野委員にお願いしたいと思います。</p> <p>津田沼生産支部としては、都築委員よろしく申し上げます。</p> <p>続いて、鷺沼第一支部、鷺沼第二支部は、広瀬委員と村山職務代理であり、両名出るのか、違う方に検討いただくのか、鷺沼地区としては4名農業委員がいらっしゃるの、お話をさせていただきたいと思います。</p> <p>藤崎支部は、江口勝洋委員にお願いしたいと思います。</p> <p>大久保支部はおりません。これは今後私どもとしても協議していかなければならないかなと思っております。</p> <p>屋敷支部、実籾支部につきましては、中野委員、中基委員、飯生委員、櫻井委員とおりますので、それぞれ1名ずつ、いずれかの委員ということで、ご推挙いただきたいと思います。</p> <p>以上でありまして、10名ほどの検討委員会メンバーになってくるかと思っております。</p> <p>続いて、来月以降のスケジュールにつきまして、簡単に説明いたします。</p> <p>まず、来月の4月総会后に第1回目となる検討委員会を開催したいと考えておりまして、この中では、検討委員会の委員長と副委員長を検討委員の中から互選をいただきたいと考えております。</p> <p>4月に開催する第1回検討委員会の中で、会議開催回数や内容について、私より説明をして参りたいというふうに考えております。</p> <p>いずれといたしましても、市長に対する検討結果報告は、本年11月には行いたいと考えておりますので、結論に向けて、複数回、検討委員会を開催して参りますので、皆様方ご承知おきください。</p> <p>また、毎月の総会において、検討状況の報告の場を用意したいと考えておりますので、互選を受けました検討委員長からは、報告をいただく機会があると思っておりますので、予めよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>私からは以上です。</p>
-----	--

<p>村山 臨時議長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 ただ今、事務局より説明がありましたとおり、本日は、各地区から選考委員を選出いただき、来月以降、選考委員長と副選考委員長を互選いただきたいと思います。</p> <p>それでは、各地区で相談いただき、事務局に報告してください。 事務局は取りまとめて、報告してください。 検討委員が定まるまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>…… 検討委員の選出 ……</p>
<p>村山 臨時議長</p>	<p>それでは、各地区より報告があったようです。 休憩前に戻り、会議を続けます。 事務局は、選考委員の氏名を公表してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは報告いたします。 谷津浜宿支部として、三代川和彦委員。 谷津本郷支部として、矢野泰宏委員。 津田沼支部として、都築博文委員。 鷺沼第一支部として、廣瀬克久委員。 鷺沼第二支部として、村山茂男職務代理。 藤崎支部として、江口勝洋委員。 屋敷支部として、中野政博委員。 実籾支部として、櫻井茂雄委員。 女性委員として、渡邊幸枝委員。 若手委員として、織戸淳也委員。 中立委員として、江口明美委員となりまして、総勢11名となります。 以上です。</p>
<p>村山 臨時議長</p>	<p>ありがとうございました。 ただ今、選考委員の発表がありましたが、この方々の中で、来月に検討委員長と副委員長を決めていただき、農業委員定数や次期農業委員の選出等について、議論を交わしていただきたいと思います。 この検討委員会での経過報告は、5月の総会以降に、委員長に選出された方から報告いただきます。</p> <p>以上を持ちまして、臨時議長の役目を終了いたします。 議長の職を三代川会長にお返しいたします。</p>

<p>村山 臨時議長</p>	<p>皆様のご協力に感謝申し上げます。 三代川会長が議長席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>…… 三代川会長、議長席に着席 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。村山職務代理、ありがとうございました。 皆さんもありがとうございます。 ただ今、検討委員に選ばれた皆様、よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>長くなりましたが、以上で本日付議された議案の審議は全て終了となります。</p> <p>続いて、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知と、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知については、事前に確認していただいておりますが、質問等のある方は、挙手願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。 事務局は、補足説明ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特段ございません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次に報告第3-1号と報告第3-2号に移ります。 事務局は、補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。報告第3-1号及び、報告第3-2号をご覧ください。 まず、報告第3-1号は、令和元年度に農地法5条許可を受けた転用事業でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>転用目的は、当初、建売分譲住宅7棟が計画でございましたが、これが計画の変更がなされたことにより、全7棟から全6棟ということで建築物の棟数を変更した案件でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回、令和4年1月27日をもって工事が完了したという報告書が提出されたことを受け、津田沼支部の都築委員と、2月4日に現地を確認した結果、計画変更した6棟全て建築が完了しており、居住を開始されていることが確認ができましたので、完了を認めたことから報告させていただくものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、報告第3-2号です。 こちらも農地法5条の転用許可を受けた対象地であり、こちらは、自己専用住宅の建築が転用目的です。</p>

事務局	<p>今回、この建築工事が令和4年1月24日に完了したということで報告書が提出され、これも同日2月4日に都築委員と現地を確認したところ、専用住宅が建築されて居住を開始していることを確認しましたので、皆様方に報告させていただくものでございます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>一緒に現地調査した都築委員、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の補足説明も含めて、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に報告第4号に移ります。</p> <p>事務局は、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告第4号をご覧ください。</p> <p>報告第4号は、申請者より千葉地方法務局に対しまして、地目変更登記申請が行われたことにより、法務局として、農地転用の事実があるのかどうか、農業委員会に照会文書として照会されたものでございます。</p> <p>申請者申請地につきましては記載の通りであり、今回、対象地につきましては、市街化区域内の土地でございました。</p> <p>昭和40年ごろに、農地法5条の規定による届出書が提出されておりますが、地目変更登記が成就せず、現状も登記地目は畑でありました。</p> <p>今回、法務局からの照会を受け、2月3日に飯生委員に同行いただく中で、現地を確認したところ、古い家が建っておりまして、法務局に対して、既に宅地利用されている旨で回答を出したため報告するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>こちらでも現地確認ということで飯生委員、ありがとうございました。</p> <p>今の補足説明も含めて、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ちなみに、本件は、随分昔に届出されているようですし、古い家が建築済みであったそうですが、こういうことは多々あるのですか。</p>
事務局	<p>はい。多々ございます。</p> <p>今回、売買に向けて不動産調査をしたところ、土地の登記地目が畑だったところが、わかったそうですので、本来であれば、改めて第5条の届出をしていただいて、売買に臨んでいただく形でもよかったのかと思います。以上です。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございます。 改めて我々も気を付けなければいけないと思います。 よろしくお願いします。</p> <p>それでは、最後に報告第5号に移ります。 事務局は、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。総会資料の報告第5号をご覧ください。</p> <p>こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明書ということで、対象者が相続発生時に、相続税の納税猶予を受けるために、税務署に相続した農地を担保として、提供した農地でございます。これは3年に1度、現地の肥培管理状況を見させていただいて、農業委員会として、証明を出すことにより、相続税の納税猶予が引き続き猶予されるというような制度でございます。</p> <p>申請者は千葉市にお住まいの方であり、実籾三丁目の農地が対象地ですので、2月22日に飯生委員と現地でご本人も交えながら、立ち会いをさせていただいて、十分管理がされていることを確認できたため、証明書を発行させていただいたので報告をさせていただくものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 こちらも現地調査は、飯生委員が行っていただきました。 飯生委員から何かありますでしょうか。</p>
飯生委員	<p>80歳という年齢にも関わらず、頑張っています。 トラクターでしっかり管理されています。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは、何か質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。 質問がなければ、本日の総会はこれにて閉会をいたします。 この後は、その他事項となりますので、進行は事務局をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>